

「相続税の会員相談から」 – 注目事項を中心に –

今回の研修は、全国の税理士会の先生方から頂いた質問の中から重要項目をピックアップして解説する内容です。昭和50年以來の民法相続編の改正では、夫の死亡後の妻の住宅の確保するための居住権が創設されます。自筆証書遺言方式の緩和、預貯金の可分債権の一部割、さらに遺留分の侵害請求権の金銭支払いなど注目する項目を確認します。

財産評価については、宅地の評価単位、共有となっている宅地の相続財産と評価を整理します。

小規模宅地等の減額特例制度について、家屋の所有と小規模宅地等の適用関係、特例居住用宅地等及び貸付事業用宅地等の改正点と実務上の対応を確認します。

非上場株式等についての納税猶予制度について、放置されているのが遺留分に関する民法特例です。これを現時点で見直し・再確認することとします。

納税猶予制度については、過去8年間で相続税1,058件、贈与税950件の申告実績となっていることを受けて、今年大幅な要件緩和となったと喧伝されていますが、本当なのでしょうか。次の項目を含めてみなさんと確認していきたいと考えています。

- (1) 次世代後継者の確保の問題
- (2) 選択時の税負担ゼロが次世代の税負担にどのように影響するか。
- (3) 後継者の確定に当たって、単独か複数か。経営権の並立で問題は生じないか。
- (4) 代表者以外の株主からの生前贈与がもたらす第三者株主の相続時の問題
- (5) 分散した株式の整理を目的とした場合の評価額の問題と低額譲渡のみなし贈与の問題
- (6) 将来の雇用確保は万全か。
- (7) 精算課税選択とその後の生前贈与の合算と相続税負担

※上記のテーマに関する質問等がある場合は、FAXで研修日2週間前までにお送りください。

講師紹介 税理士 岩下 忠吾 氏

租税訴訟学会理事、日本税務研究センター資産税事例研究員、日本税務会計学会相談役
東京地方税理士会税法研究所主任研究員、千葉県税理士会会員相談室主任相談員。

〈著書〉

「事例に見る相続税の疑問と解説」(ぎょうせい)・「詳細 相続税 六訂版」(日本法令)
「総説 相続税・贈与税四訂版」(財經詳報社)・「総説 消費税法改訂版」(財經詳報社)
「非上場株式の評価と承継対策」(税務経理協会)ほか

= 開催要領 =

1. 日 時 平成30年9月12日(水) 13時30分～16時30分(受付開始13時00分)
2. 会 場 税理士会館8階会議室(横浜市西区花咲町4-106)
3. 定員・受講料 150名(先着順)・1名 5,000円
4. お申込方法 **振込用紙に税理士名・登録番号・住所・電話番号をご記入のうえ、研修日1週間前までに受講料をお振り込み下さい。入金確認をもって受付とさせていただきます。**先着順に受け付けし、定員に達し次第締め切らせていただきますのでご了承ください。また、受講票は発行いたしませんので、当日は郵便局の払込票兼受領証を受付にお持ちくださるようお願いいたします。
※研修日1週間前を過ぎてからのお申込みの場合は、必ずお電話でご連絡のうえ受講料は当日お支払いください。
※キャンセルにつきましては研修日1週間前までにご連絡いただければ、ご返金いたします。それ以降のキャンセルにつきましてはご返金できませんので、予めご了承ください。
5. 問い合わせ先 東京地方税理士協同組合(電話:045-243-0551 FAX:045-243-0550 <http://www.tochizeikyo.com>)
※研修受講管理システム導入のため、電子証明書(コピー可)をご持参ください。

組合ニュース8月号に振込用紙付きパンフレットを同封しております。お手元がない方は、協同組合事務局(TEL045-243-0551)宛にお電話ください。事務局よりパンフレットを送付いたしますので、お申込の場合は受講料をお振り込みください。入金確認をもって受付となります。